

中労委（P）第2回調査開催される

1月28日、中央労働委員会において、中労委（P）第2回調査が開催されました。ボーナスカット理由に関する組合掲示物の不当撤去と苦情処理会議の開催拒否、及び団体交渉の開催拒否について、大阪府労働委員会から中労委に闘いの場を移し闘っています。

その最中、2014年の年末手当で大阪仕業検査車両所分会組合員2名が不当なカットを受けましたが、そのカット理由を記載しただけの分会情報を会社が1月23日、またしても「協約違反」とだけ撤去通告し、組合掲示板から不当な撤去を繰り返している事実を調査で訴えてきました。

現場管理者を証人申請するぞ！！

職場で働く皆さん！誰が証言すれば、よいと思われませんか？

今回の調査で、次回調査までに証人を申請することになりました。

組合としては、中労委での証人は、現場管理者が職場の状況を証言する必要があることを訴えてきました。

ボーナスカット理由を記載した掲示物を張ったら

「職場規律が乱れた」？「会社の信用が傷ついた」？

大阪府労働委員会では、本件掲示物の掲出により「職場規律を乱す」、「会社の信用を傷つける」ことについて、関西支社の田崎証人と本社の石原証人は、伝聞による証言を行いました。内容に何ら信憑性がないばかりか管理者の実名等何ら疎名もないのに明らかに誤った事実認定がありました。

中労委では、所長や副所長からの伝聞の証人の証言ではなく、現場管理者が自ら職場の状況を証人として証言をしてください。

ボーナスカット理由となった「注意指導」を行ったという恣意的な報告を行った現場管理者の方を証言台にお呼びします。

次回第3回調査は、4月14日（火）13時30分から開催されます。